

公 告

「ダム管理施設等災害応急復旧業務に関する協定(測量・地質調査・設計・観測・調査検討・用地測量調査等)」の申請について

標記について、協定締結に参加希望される方は下記により申請してください。

令和 3 年 1 月 18 日
国土交通省関東地方整備局
鬼怒川ダム統合管理事務所長
丸山 日登志

記

1. 協定の目的

鬼怒川ダム統合管理事務所の管理する区域で災害が発生し、又は発生が予測され、災害対応を行う場合に必要となる、「災害時等応急対策業務(測量・地質調査・設計・観測・調査検討・用地測量調査等)(以下、「業務」という。)」に関し、協力を求めるときの手続きについて定め、もって、災害の拡大防止と被害の早期復旧に期することを目的とする。

2. 協定の内容

- (1)協定書 別冊のとおり
- (2)協定区間 別紙「鬼怒川ダム統合管理事務所 管理区間」
- (3)協定期間 令和3年4月 1日から令和6年3月31日まで
- (4)協定締結後、災害等が発生し緊急的に業務を実施する場合は、本協定に基づき、速やかに業務請負契約を締結する。業務の実施に当たっては、関係法令等を遵守するものとする。

なお、本協定を締結した場合でも、本協定で想定している災害等が発生しなかった場合は、実際の業務を行わないことになることを付記する。

3. 協定の締結区分

下記区分毎に公募するが、各区分を重複しての申請も可とする。

また、業務実施内容は、本協定締結業者が施行可能な範囲とする。

区分	内容	協定締結業者予定数
区分(1)	地上測量に関する業務	10社程度
区分(2)	空中写真測量に関する業務	5社程度
区分(3)	地質調査に関する業務	10社程度
区分(4)	応急対策計画検討に関する業務	10社程度
区分(5)	ダム本体及び関連施設の調査、検討又は設計に関する業務	10社程度
区分(6)	権利者調査・用地境界測量・建物等の調査等に関する業務	10社程度

4. 申請者の条件

次に掲げる条件を全て満足する者とする。

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 上記2. の区分(1)・(2)については、関東地方整備局(港湾空港関係を除く)における令和3・4年度測量に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。
上記2. の区分(3)については、関東地方整備局(港湾空港関係を除く)における令和3・4年度地質調査業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。
上記2. の区分(4)・(5)については、関東地方整備局(港湾空港関係を除く)における令和3・4年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。
上記2. の区分(6)については、関東地方整備局(港湾空港関係を除く)における令和3・4年度補償関係コンサルタント業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の受けていること。
なお認定とは、定期受付において令和3年1月15日までに申請を行い受理されている者で、令和3年4月1日に認定されている者であること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長(以下「局長」という。)が別に定める手続きに基づく一般競争(指名競争)入札参加資格の再認定を受けていること。)を指す。
- (3) 上記2. の区分(6)については、「補償コンサルタント登録規定」(昭和59年9月21日建設省告示第1341号)第2条第1項別表の「土地調査部門」及び「物件部門」の登録を受けていること。かつ測量法第55条に基づく登録があること。
- (4) 関東地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (6) 会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(3.(1)2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
※設計共同体については、本協定の対象としない。
- (7) 平成22年度から公告日までに完了した次に示す業務において、1件以上の実績を有すること。

ただし、地方整備局等委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満(関東地方整備局発注業務において平成20年6月16日以降公示した業務で低入札価格調査を経て契約を行った業務については65点未満、また、平成21年2月16日以降公示した予定価格が100万円を超えて1,000万円以下の業務のうち、その落札価格が予定価格に10分の7を乗じて得た額を下回る価格で契約を行った業務については65点未満)の場合は実績として認めない。

なお、提出された業務実績が「国土交通省地方整備局(港湾空港関係を除く。)」における場合において、業務実績が当該者のものと確認できない場合は、当該者の業務実績として認めない。ここでいう、当該者のものと確認できない場合とは、合併及び会社分

割等における「一般競争(指名競争)入札参加資格の再認定(又は新規の認定)」を受けていない事、若しくは、再認定(又は新規の認定)時に実績の承継が認められていない場合を指す。

業務:国、都道府県が発注したダム建設又は管理に関する事業関連業務のうち、上記2. の区分毎に次に示した業務。

区分(1):地上測量に関する業務

区分(2):空中写真測量に関する業務

区分(3):地質調査に関する業務

区分(4):応急対策計画検討に関する業務

区分(5):ダム本体及び関連施設の調査、検討又は設計に関する業務

区分(6):用地測量等に関する業務

(8)上記2. の区分(1)・(3)・(6)については、本店、支店又は営業所が栃木県内に所在すること。区分(2)・(4)・(5)については、本店、支店又は営業所が関東地方整備局管内に所在すること。

なお、本店、支店又は営業所については、認定を受けている一般競争(指名競争)参加資格の別により以下の通りとする。

i)土木関係建設コンサルタント(上記2. の区分(4)・区分(5)が対象)

「本店」とは、関東地方整備局(港湾空港関係を除く)における令和3・4年度の一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(建設コンサルタント等)の申請書に記載された本社(店)をいう。

「支店又は営業所」とは、関東地方整備局(港湾空港関係を除く)における令和3・4年度の一般競争(指名競争)参加資格申請書(建設コンサルタント等)の申請書(以下、「資格審査営業所一覧」という。))に記載された支店等営業所のうち、学校教育法による大学(旧大学令による大学を含む)、高等専門学校(旧専門学校令による専門学校を含む)又は高等学校(旧中学校令による実業学校を含む)において、測量、地質、土木等に関連する専攻科を卒業した者又はこれと同程度以上と認められる者が常駐(常に1名以上駐在)している支店等営業所をいう。

ii)地質調査(上記2. の区分(3)が対象)

「本店」とは、関東地方整備局(港湾空港関係を除く)における令和3・4年度の一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(建設コンサルタント等)の申請書に記載された本社(店)をいう。

「支店又は営業所」とは、関東地方整備局(港湾空港関係を除く)における令和3・4年度の一般競争(指名競争)参加資格申請書(建設コンサルタント等)の申請書(以下、「資格審査営業所一覧」という。))に記載された支店等営業所のうち、地質調査業者登録をしている者については、地質調査業者現況報告書に記載している営業所、それ以外の者については、学校教育法による大学(旧大学令による大学を含む)、高等専門学校(旧専門学校令による専門学校を含む)又は高等学校(旧中学校令による実業学校を含む)において、測量、地質、土木等に関連する専攻科を卒業した者又はこれと同程度以上と認められる者が常駐(常に1名以上駐在)している支店等営業所をいう。

iii)測量(上記2. の区分(1)、区分(2)が対象)

「本店」とは、関東地方整備局(港湾空港関係を除く)における令和3・4年度の一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(測量)の申請書「様式1」に記載された本社(店)をいう。

「支店又は営業所」とは、関東地方整備局(港湾空港関係を除く)における令和3・4年度の一般競争(指名競争)参加資格申請書(測量)の申請書「様式3(以下、「資格審査営業所一覧」という。)」に記された支店等営業所のうち、測量法に基づく測量業者登録申請書に記載してある営業所をいう。

iv) 補償関係コンサルタント(上記2. の区分(6)が対象)

「本店」とは、関東地方整備局(港湾空港関係を除く)における令和3・4年度の一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(測量・建設コンサルタント等)の申請書に記載された本社(店)をいう。

「支店又は営業所」とは、関東地方整備局(港湾空港関係を除く)における令和3・4年度の一般競争(指名競争)参加資格申請書(測量・建設コンサルタント等)の申請書(以下、「資格審査営業所一覧」という。)に記された支店等営業所のうち、補償業務に関する実務経験を1年以上有していると認められる者が常駐(常に1名以上常駐)している支店等営業所をいう。

(9) 技術者要件

i) 恒常的雇用関係

協定締結希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、「直接的かつ恒常的な雇用関係」とは、申請書提出日において3箇月以上の雇用関係にあることをいう。

ii) 技術者資格

以下のいずれかの資格を保有すること。

区分(1)・(2)について

ア)	測量士
----	-----

区分(3)について

ア)	技術士(総合技術監理部門:選択科目を「建設—土質及び基礎」、又は「応用理学—地質」)
イ)	技術士(建設部門:選択科目を「土質及び基礎」、又は応用理学部門:選択科目を「地質」)
ウ)	国土交通省登録技術者資格
エ)	土木学会認定土木技術者(特別上級、上級、1級:資格分野を「地盤・基礎」)(上記ウを除く)

区分(4)・(5)について

ア)	技術士(総合技術監理部門:建設部門関連科目)
イ)	技術士(建設部門)
ウ)	国土交通省登録技術者資格
エ)	RCCM(上記ウを除く)
オ)	土木学会認定技術者(特別上級、上級、1級)(上記ウを除く)

区分(6)について

ア)	「土地調査部門」に係る補償業務の管理をつかさどる専任の者(補償業務管理者)
イ)	「土地調査部門」の補償業務管理士
ウ)	「土地調査部門」に係る補償業務に関し7年以上の実務経験を有する者
エ)	行政機関の職員等において、補償業務全般に関する指導監督的実務の経験3年以上を含む20年以上の実務の経験を有する者

5. 申請書提出者の選定

「協定参加資格確認申請書」の提出者については、以下のとおり各々評価を行い、その結果に基づき協定を締結するものとする。

(1) 評価項目と評価基準

以下の各評価項目について、評価基準に基づき評価する。なお、具体的評価点数については、別表－1を参照するものとする。

1) 企業の業務実績

- ・平成22年度から公告日までに完了した業務で、国、都道府県が発注したダム建設又は管理に関する事業関連の業務のうち、区分毎に次の業務の有無により評価する。

区分(1): 地上測量に関する業務

区分(2): 空中写真測量に関する業務

区分(3): 地質調査に関する業務

区分(4): 応急対策計画検討に関する業務

区分(5): ダム本体及び関連施設の調査、検討又は設計に関する業務

区分(6): 用地測量等に関する業務

2) 地域精通度

- ・区分(1)の場合、ダムの建設又は管理に関連する地上測量業務実績において

i) 鬼怒川ダム統合管理事務所管内における実績

ii) 関東地方整備局における実績

については、地域精通度を評価する。

- ・区分(2)、(3)、(4)、(5)、(6)では地域精通度は評価しない。

3) 専門技術力

- ・配置予定技術者が国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部の発注業務(農業、漁港、港湾空港関係を除く)で、平成28年度から令和元年度末までに完了した業務のうち、優良業務表彰等の実績がある者を以下の順位で評価する。

ア) 関東地方整備局発注業務で、優秀技術者表彰又は優良業務表彰等の表彰を受けた経験がある。

イ) 関東地方整備局以外の発注業務で、優秀技術者表彰又は優良業務表彰等の表彰を受けた経験がある。

ものについては、専門技術力を評価する。

6. 申請書類の提出

申請書類は、下記の受付期間内に受付場所に持参又は郵送(書留に限る。必着のこと。)するものとし、FAX及び電子メールによるものは受け付けない。

(1) 受付期間

令和3年1月18日(月)～令和3年2月12日(金)

8:30～17:15まで(土曜日、日曜日、祝日を除く毎日)

(2) 受付場所

〒321-0905 栃木県宇都宮市平出工業団地14-3

関東地方整備局 鬼怒川ダム統合管理事務所 防災情報課

TEL 028-661-1059(直通)

(3)問合せ先

前記(2)受付場所と同じ

(4)提出部数

1部(A4サイズ)

7. 協定締結通知

「ダム管理施設等災害応急復旧業務に関する協定」の締結又は非締結についての通知は、申請者へ書面をもって通知するとともに、鬼怒川ダム統合管理事務所の掲示板に掲示する。

なお、通知は令和3年3月1日(月)を予定している。

8. 締結できない者に対する理由の説明

協定を締結できない通知を受けた者は、鬼怒川ダム統合管理事務所長に対して締結できない理由について、以下に従い書面(自由式)により説明を求めることができる。なお、持参又は郵送(書留に限る。必着のこと。)するものとし、FAX及び電子メールによるものは受け付けない。

(1)提出期限

令和3年3月1日(月)から令和3年3月5日(金)までの8時30分から17時15分までとする。

(2)提出場所

6.(2)の受付場所と同じ。

(3)回答期限及び方法

令和3年3月10日(水)までに書面により回答する。

9. その他

(1)申請書類作成に用する費用は、提出者の負担とします。

(2)申請書類は、鬼怒川ダム統合管理事務所のホームページよりダウンロードして下さい。「<http://www.kyr.mlit.go.jp/kinudamu/>]

(3)提出する申請書、調査票は、当目的以外には使用することはありません。

(4)提出された申請書、調査票は返却しません。

(5)災害協定締結後、以下の調査に協力すること。

①調査内容

・緊急時、平常時の担当者連絡先

担当者の氏名、所属部署、役職、会社の直通電話、会社で使用している電子メールアドレス、携帯電話番号及びメールアドレス

・技術者及び作業員の人数、資機材の保有状況

協定に基づく出動可能な技術者及び作業員の人数、建設機械・資材等の数量及び保管場所

・他機関との災害時における協定又は契約の締結状況

②調査時期

毎年4月期に依頼する。

③提出先

6.(2)の受付場所と同じ。

④提出方法

電子メール、郵送、又は持参による。

(6)管内ダム管理支所の所在地等

- | | | |
|------------|-------------------|-----------------|
| ①五十里ダム管理支所 | 栃木県日光市川治温泉川治295-1 | 電話:0288-78-0071 |
| ②川俣ダム管理支所 | 栃木県日光市川俣646-1 | 電話:0288-96-0281 |
| ③川治ダム管理支所 | 栃木県日光市川治温泉川治319-6 | 電話:0288-78-0702 |
| ④湯西川ダム管理支所 | 栃木県日光市西川416 | 電話:0288-78-0184 |